

土地賃貸借契約書

(特約事項)

第11条

賃貸物件の表示

所在地

宅地

平方メートル

平成 年 月 日

賃貸人

住 所
氏 名

賃借人

住 所
氏 名

連帯保証人

住 所
氏 名

媒介業者

免許番号 東京都知事 () 号

住 所

氏 名

取引主任者

登録番号

氏 名

賃貸人 と賃借人 は

後記表示物件（以下本物件という）につき、双方合意のうえ下記条項により土地賃貸借契約を締結した。よって、その証としてこの契約書2通を作成し、署名押印のうえ各自壹通を所持する。

(目的)

第1条 賃貸人は、本物件を 普通建物所有 を目的として賃借人に賃貸してこれを使用せしむることを約し、賃借人はこれを賃借して賃料を支払うものとする。

(賃料)

第2条 賃貸人は、本物件を賃料1ヶ月金 円（3.3平方メートルに当たり金 円）也にて借受け、毎月末日までに翌月分を、賃貸人またはその指定する者の住所に持参して支払うものとします。

(賃貸借期間)

第3条 賃貸借の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年間とする。

(建物変更の制限)

第4条 賃借人は、契約当初に定めた借地上記の建物の増改築、または種類構造を変更しようとする時は、あらかじめ賃貸人の文書による承諾を得なければならない。

(譲渡、転貸の制限)

第5条 賃借人は、賃貸人の文書による承諾を得ず、または借地借家法第19条による当該裁判所の譲渡、転貸の許可以前に、本物件の借地権の譲渡および転貸をしてはならない。

(解除約款)

第6条 賃借人が、本物件の賃料を3ヶ月以上延滞したとき、または第4条、第5条に違背したときは、賃貸人は、この契約を解除することができる。

(賃料の増減)

第7条 この契約の賃料が物価の変動、公租公課の増額あるいは近隣の賃料に比較して不相当になったときは、当事者協議のうえ、これを増減することができる。

(境界、地籍の確定)

第8条 賃貸人は、賃借人に対し、貸地の境界を明示し、その確定した境界に基づき作成された地籍図を交付し、私道に関する協定等があるときは、これを明確にしなければならない。

(公租公課)

第9条 本物件の公租公課は、賃貸人の負担とする。

(その他)

第10条 この契約書に定めのない事項については、当事者は、関係法規ならびに慣習に従い、誠意をもって協議のうえ善処するものとする。